

第1回 (仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会議事録

開催場所：門真市立文化会館 1階 ホール

開催日時：平成24年8月9日(木) 午前10時～11時

出席者：委員14名(欠席者1名) 事務局7名

資料：①(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会設置要綱

②委員名簿

③策定スケジュール

④門真市生活環境基本条例

⑤環境問題及び環境基本条例・計画について

議題：1、(仮称)門真市環境基本条例策定についての趣旨説明

2、策定スケジュールについて

3、環境問題及び環境基本条例・計画について

○事務局

定刻となりましたので第1回(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会を開会いたします。

まずはじめに、(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会設置要綱第3条2項に基づき委員長及び副委員長の選出を行います。

委員長を川本副市長、副委員長を河合環境事業部長にお願いいたします。

はじめに委員長からのご挨拶申し上げます。

○委員長あいさつ

○事務局

それでは議事に先立ち本日配布しています資料の確認をさせていただきます。

①(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会設置要綱 ②委員名簿

③策定スケジュール ④門真市生活環境基本条例

⑤環境問題及び環境基本条例・計画について

以上です。

お手元も届いていない資料がございましたら事務局までお知らせください。

○事務局

それでは設置要綱第5条の規定により議事の進行を委員長にお願いいたします。

○委員長

それでは次第に沿って議事を進行してまいります。

○議事

1.(仮称)門真市環境基本条例の策定についての趣旨説明

○委員長

それでは、趣旨について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

条例策定趣旨説明

○委員長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等はございますか。質問は特に無い様なので、議事を進めます。

2. 策定スケジュールについて

○委員長

それでは、議事2について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

資料③の説明

○委員長

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました内容についてご質問などはございませんか。

○委員

次回の庁内検討委員会は10月下旬に条例原案が示されることになっていますが、条例原案はどこで作成されるのか、補足説明をお願いしたいと思います。

○事務局

市民ワークショップからの情報を得て、庁内ワーキンググループで原案を作成します。

○委員長

10月の市民ワークショップを経て、庁内検討委員会で検討するという事でよろしいですか。

○事務局

はい。

○委員長

10月下旬の次回検討委員会以降のスケジュールについては、検討委員会の検討を経て12月にパブリックコメントを実施するという事です。よって、条例原案の検討の進捗によっては、次回以降の委員会の回数が増える可能性もあるということでみなさんご理解いただけますよう、お願いいたします。

3. 環境問題及び環境基本条例・計画について

○委員長

それでは、議事3について事務局のからご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは（仮称）門真市環境基本条例策定業務の業務支援委託しております、(株)地域計画建築研究所（アルパック）より説明させていただきます。

スライドによる説明

○委員長

ありがとうございました。ただいまの説明内容について何か質問はありませんか。

○委員

配布資料の P.5「100 年あたりの気温上昇量」に大阪の数値を示していただきたい。また、国の今後の環境に関する基本施策の内容を示していただきたいと思います。

○委員長

ただいまの意見については、事務局で対応いただき、後日、回答をお願いします。

○委員

環境基本条例の守備範囲について、どのあたりなのかを今後、ワーキングなどで議論を深める必要があるのではないのでしょうか。今回、環境基本条例を作ることによって、他の分野でも基本条例を作るような流れが出てくるのではないのでしょうか。また、現行の生活環境基本条例に基づく環境影響評価や環境アセスメントと今回の条例の関係についても検討が必要と思われる。

○委員長

現行の生活環境基本条例との兼ね合いはどのようになるのかを事務局より説明いただきたい。

○事務局

配布資料 4 の「門真市生活環境基本条例」第 5 条の「(2) 公害の防止、(3) あき地の清潔保持」を抜いて、「(仮称) 門真市環境基本条例」へ移行し、それらに必要な項目を加えるかたちとすることを考えています。

○委員

それはひとつの考え方であるが、今の時代に生活環境基本条例を残すことが良いのかとの議論もある。新たな基本条例がそれ以外の分野についても理念条例の必要性あたりについてもワーキング等で議論していただきたい。

○委員長

今、意見がありましたとおり、現行の生活環境基本条例のその他の内容についても、理念条例が必要あるのかについても関係部局にても積極的な議論をお願いしたい。

3. 閉会

○委員長

本日の議事は以上です。

先ほど、事務局から説明のありました通り、今後は市民ワークショップ及び庁内ワーキンググループが情報交換等を行い、条例原案を作成いたしますので、委員のみなさまには条例原案について次回以降、協議・検討を行っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

(以上)